

れいわ ねんどひとり だいたんまつしょう かさましばん  
令和3年度1人1台端末使用のルール（笠間市版）

1 使用目的

- ・笠間市から貸与された端末は、学習活動のために使用する。



2 端末の取り扱い

(1) 小学生・義務教育学校生

- ・1年生から5年生まではiPad（アイパッド）を貸与し、5年生まで同じものを使用する。
- ・6年生（義務教育学校6年生から9年生）はChromebook（クロームブック）を貸与し、卒業まで同じものを使用する。

(2) 中学生

- ・1年生から3年生までは、Chromebookを貸与し、卒業まで同じものを使用する。

(3) 共通

- ・端末は、5年生（義務教育学校5年生）の修了及び卒業の際に周辺機器も含めて学校へ返却する。また、市外に転出する際も、同様とする。
- ・端末のネットワークの設定は自分で変更しない。

3 使い方

(1) 学校

- ・端末は各学校の学習のきまりにしたがって使用する。
- ・登下校中は、ランドセルに入れて持ち運ぶようにする。

(2) 家庭

- ・家族と話し合いをもち、ルールを決めて使用する。（使い方、利用時間等）
  - ・端末利用時の約束カードを作成し、見えるところに掲示する。
  - ・保管する時には、家族の目の届くところに保管する。
  - ・学校に持参する際には、家庭で十分に充電をする。
- また、学校では充電できません。
- ・使用できるアプリは学校で管理する。
  - 個人では、インストールできない。



### (3) 共通

- ・学校・自宅等で使用する。(家庭学習も可)
- ・紛失、盗難、落下、水没等がおこらないように十分に気を付けて使用する。
- ・ウェブページの閲覧には、制限がかけられているので、学習にあった内容を閲覧する。
- ・自分や他の人の個人情報(名前、住所、電話番号、写真等)は、インターネット上には公開しない。
- ・端末で写真をとったり、録音や録画をしたりする際には、必ず許可をとる。(友達、先生、地域の方、建物等)
- ・端末からSNS等への書き込みはしない。
- ・端末のパスコード、アカウントのIDやパスワード等は人に教えず、自分で管理する。
- ・端末を他の人に貸したり、使用させたりしないようにする。
- ・データ(写真や動画等を含む)は、クラウド(Googleドライブ等)へ保存する。端末本体に保存したものはクラウド(Googleドライブ等)へうつす。
- ・端末をきずつけたり、落書きをしたりしない。
- ・端末の画面は、指かタッチペンでふれ、えんぴつや先のとがったもの、磁石等を近づけてはいけません。
- ・端末の近くで飲食をしないようにする。



### 4 健康への配慮

- ・使用する時には正しい姿勢で、画面を見るようにする。画面から30cm以上はなす。
- ・部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する。
- ・30分に1回はタブレット画面から目をはなして、20秒以上遠くを見る。
- ・寝る1時間前には使用をひかえる。

### 5 不具合や故障の場合の対応

- ・端末本体やインターネット等が使用できない場合には、学校へ連絡する。また、紛失・盗難の場合にも、同様とする。
- ・故意または、重大な過失等により、端末及び付属品が使用できない状態になった場合は、保護者に修理等の代金の支払いをお願いすることがある。

### 6 使用の制限

- たんまつ端末しよの使用について、じようき上記ないようとうの内容等がまも守られない場合はぼあい使用しよの制限せいげんをすることがある。